

岡崎市附属機関の設置及び運営に関する指針

1 目的

この指針は、本市における附属機関の機能の充実及び合理化等による行財政運営の効率化を図るとともに、市政への市民参画の促進及び公正で透明な開かれた市政の実現の推進に資するため、附属機関の設置及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 定義

この指針において「附属機関」とは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項及び地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 14 条の規定に基づき、法律又は条例の定めるところにより設置する附属機関をいう。

3 新設、統廃合等

附属機関の設置目的を明らかにし、最も効率的な設置方法を検討するとともに附属機関によることが最適かどうかについて検討するものとする。

(1) 新設

法令により必置とされている附属機関を除き、審議事項が既存の附属機関の所掌事務に含まれていない場合又は既存の附属機関の所掌とすることが適当でない場合に限り、附属機関を新たに設置することができるものとする。なお、新設する場合には、原則として、存続の期限を明らかにするものとする。

(2) 統合

類似、同種の機能を持つ附属機関は、統合を図ることとする。

(3) 廃止

次の附属機関は、法令により必置とされているものを除き、原則として、廃止する。

ア 既に設置目的が達成されたもの

イ 社会経済情勢の変化等により審議事項そのものが減少するなど設置の必要性が低下しているもの

ウ 実質的な付議案件が少ないなど設置効果の乏しいもの

エ 過去の開催実績が少なく、今後の開催の見込みも少ないなど活動が不活発なもの

オ 附属機関を設置するまでもなく、一般的な行政事務処理によって対応可能なもの

(4) その他

主に市民の意見を反映させる必要性の高い事務について、公聴会、パブリックコメントその他の方法で、より効率的かつ合理的に市民の意見を得ることができるときは、それらの方法の導入を検討するものとする。

4 委員の構成等

附属機関の委員の選任に当たっては、開かれた市政の推進及び簡素で効率的な行財政運営の確保等を図るため、その機能が十分に発揮されるよう、広く各界各層及び幅広い年齢層から適切な人材を選任するものとする。

(1) 委員の構成

委員は、附属機関の設置目的に応じ、幅広い分野、年齢層からの登用に努めるものとし、各関係団体から選任する場合は、当該団体等の長に限ることなく、広く構成員の中から推薦を受けるよう関係団体等に働きかけるものとする。

ア 女性の登用

男女共同参画社会を実現するため、附属機関の設置目的を勘案しながら、委員には女性を積極的に登用するものとし、令和7年度末における女性委員の登用率の目標値は、37.5パーセントとする。(ウイズプランおかざき(第5次岡崎市男女共同参画基本計画)において定めている。)

イ 市議会議員の参画

市議会議員は、法令若しくは条例の定めのある場合又は特別な理由がある場合を除き、委員に選任しないものとする。(なお、市議会議員の附属機関への参画については、この指針策定前に見直しが行われ、関係条例等の改正が行われたところである。)

ウ 市職員等の取扱い

市又は国、愛知県その他関係行政機関の職員は、法令若しくは条例の定めのある場合又は特別な理由がある場合を除き、委員に選任しないものとする。

(2) 委員の数の制限

附属機関の委員数は、特別な理由がある場合を除き、原則として20人以内とする。また、審議の充実や迅速化を図るため適正規模を検討し、委員の改選時期を目処に可能な限り縮小することとする。

(3) 委員の再任の制限

委員は、通算3期(任期が4年以上の附属機関にあつては、2期)を超えて再任しないものとする。ただし、当該委員が専門的な知識、経験等を有する等選任されるに当たって特別な事情がある場合は、この限りでない。

(4) 委員の年齢構成

委員の年齢構成は、附属機関の設置の目的を考慮し、偏りが生じないように配慮するものとする。

(5) 複数の附属機関に同一の者を選任する場合の制限

同一の者を複数の附属機関の委員に選任しようとする場合は、原則として、1人につき5以内の附属機関の委員への選任を限度とする。

5 委員の公募

(1) 公募の方法

市民の行政への参画意識の高揚を図るとともに、市民の意見を行政に反映させるため、委員の公募を行うものとする。ただし、次のいずれかに該当するときには、公募を行わないことができる。

ア 法令又は条例の規定により特定の職に就くものを委員に充てることとされているとき。

イ 行政処分に関する審議等を行うとき。

ウ 専ら高度、専門的な知識を有する事案を取扱う附属機関であって、委員の公募に適さないとき。

エ 個人情報を取り扱う審議等を行うとき。

オ 委員を迅速に選任する必要があるとき。

カ 附属機関の設置目的及び所掌事項に照らし、委員の公募が適当でないとき。

(2) 公募委員の数

委員を公募する場合は、当面、実数の 20 パーセント以上を対象とすることを目標とする。

(3) 応募資格、選考方法等

公募委員の応募資格、選考方法その他必要な事項は、別に定めるものとする。

(4) その他

(1)から(3)までに掲げるもののほか、委員の公募について必要な事項は別に定める。

6 会議の運営及び公開

(1) 会議運営

附属機関の運営については、市民に対して積極的に情報を提供するなどその透明性を確保し、市民参加の推進を図るものとする。また、会議資料の事前説明や事前配布など、委員が十分意見を述べる準備ができるような配慮をするなど審議の活性化や会議運営の効率化を図るための工夫に努めるものとする。

(2) 会議の公開

ア 法令又は条例に特別の定めがあるものを除き、会議は、公開とする。ただし、当該会議が岡崎市情報公開条例（平成 11 年岡崎市条例第 31 号）第 7 条に規定する非開示情報（以下「非開示情報」という。）を含む内容について審議を行う場合は、会議の全部又は一部を公開しない。

イ 会議の公開は、会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

ウ 傍聴者に対しては、会議の次第、議案等の資料を配布するなどの配慮をするように努めるものとする。ただし、資料の中に非開示情報が記載されている場合又は資料が相当の量になる場合については、資料の全部又は一部を配布しないことができる。

エ 会議の開催に当たっては、当該会議の議題、開催日時、開催場所、傍聴手続

及び会議の全部又は一部を公開しない場合にはその理由等について、できる限り事前に公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

(3) 会議録の公開

会議録は、原則として、公開とする。ただし、当該会議録の内容に非開示情報を含む場合は、会議録の全部又は一部を公開しない。

(4) その他

(1)から(3)までに掲げるもののほか、会議の公開等について必要な事項は別に定める。

7 下部組織の設置

附属機関の審議事項等に対して、専門的かつ詳細な調査、少人数での率直な議論、事前作業等が必要な場合には、必要に応じて下部組織（分科会、部会等）を設置し、弾力的、機動的な運営を図るものとする。

8 その他

(1) 附属機関を新設、廃止、統合しようとするときは、あらかじめ財務部行政経営課長（以下「行政経営課長」という。）へ報告するものとする。

(2) 委員の退任、委嘱解除、改選等により附属機関の委員に変更が生じたときは、速やかに行政経営課長へ報告するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この指針は、令和2年4月1日から施行する。

（岡崎市附属機関等の設置及び運営に関する指針の廃止）

2 岡崎市附属機関等の設置及び運営に関する指針（平成16年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この指針は、令和3年4月1日から施行する。